



熊本県公報

号外 第 5 7 号

平成 28 年 6 月 20 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県教育庁職員等被服類貸与規程の一部を改正する訓令…… (教育政策課) 1

登 載 依 頼

熊本県教育委員会訓令第 4 号

本庁各課(室)
各地方機関

熊本県教育庁職員等被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 28 年 6 月 20 日

熊本県教育委員会教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育庁職員等被服類貸与規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁職員等被服類貸与規程(昭和 36 年教育委員会訓令甲第 3 号)の一部を次のように改正する。

- 第 2 条を次のように改める。
(被貸与者の範囲、被服類の品名等)
- 第 2 条 本庁及び地方機関に勤務する職員(次に掲げる職員を除く。次項及び第 1 2 条において「常勤職員」という。)は、非常災害時等における業務の遂行に必要な被服類の貸与を受けられるものとし、当該貸与に係る被服類の品名、数量及び使用期間は、それぞれ別表第 1 に掲げるとおりとする。
 - (1) 臨時に雇用されている者
 - (2) 常時勤務に服さない者(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)
 - (3) 休職者及び結核休養者
- 2 前項に定めるもののほか、常勤職員のうち、別表第 2 左欄に掲げる職員は、その業務の遂行に必要な被服類の貸与を受けられるものとし、当該貸与に係る被服類の品名、数量及び使用期間は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、被服類の数量を増減し、又は使用期間を適宜伸縮することがある。
- 第 3 条第 1 項中「を経て教育長」を削り、同条第 2 項中「第 6 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に、「き損(亡失)届」を「毀損(亡失)届」に改め、「を経て教育長」を削り、同条第 3 項中「を経て教育長」を削る。
- 第 4 条中「被貸与者は、」を「第 2 条第 2 項の規定により被服類の貸与を受けた者は、その」に改め、「執務時間中」の次に「、当該」を加え、同条に次のただし書を加える。
ただし、前項の場合は、この限りでない。
- 第 4 条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。
第 2 条第 1 項の規定により被服類の貸与を受けた者は、非常災害時等においては、その勤務時間中、教育長が定めるところにより、当該貸与を受けた被服類を着用しなければならない。
- 第 5 条中「着用期間は、」の次に「原則として」を加える。
- 第 7 条第 2 項中「き損により」を「毀損により」に、「き損(亡失)届」を「毀損(亡失)届」に改め、「を経て教育長」を削る。
- 第 8 条中「別表右欄の期間」を「別表第 1 右欄及び別表第 2 右欄に掲げる使用期間」に改め、「当該」の次に「被服類の」を加える。
- 第 9 条中「満了したときは、」の次に「洗濯の上、」を加え、「を経て教育長」を削る。
- 第 11 条の次に次の 2 条を加える。
(共用被服類)
- 第 12 条 所属長は、業務の遂行上必要があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる被服類以外に、作業服、雨具、ゴム長靴等を備えつけて常勤職員に共用させることができる。
(規格等)
- 第 13 条 被服類の型、生地色等の規格は、第 2 条第 1 項の規定による貸与に係るものにあつては教育長が、第 2 条第 2 項の規定による貸与に係るものにあつては所属長が定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条第1項、第8条、第12条関係）

品名	数量	使用期間（年）
防災服（上下）	1	4
防災服（半袖シャツ）	2	4
帽子	1	4
ベルト	1	4

別表第1の次に次の一表を加える。

別表第2（第2条第2項、第8条、第12条関係）

職員の範囲	貸与被服類		
	品名	数量	使用期間（年）
運転業務に従事する者	夏服（上下）	1	2
	冬服（上下）	1	3
	ゴム長靴	1	3

別記第4号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「き損（亡失）届」を「毀損（亡失）届」に、「き損、」を「毀損、」に、「き損（亡失）しましたので」を「毀損（亡失）しましたので」に改める。

別記第5号様式中「第7条関係」を「第9条関係」に改める。

別記第6号様式中「第9条関係」を「第11条関係」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年6月20日から施行する。